

報告第四号

地方自治法第八十条第一項の規定により指定された  
損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

右の報告をする。

平成二十一年二月十三日

提出者 杉並区長 山 田 宏

地方自治法第八十条第一項の規定により指定された損害賠償額の決  
定の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定により  
指定された損害賠償額の決定について、次のとおり専決処分をしたので、同条  
第二項の規定により報告する。